

## 物 品 仕 様 書

1. 件 名 下関市立大学 D 棟給湯室家電製品の設置

2. 納 入 場 所 下関市大学町二丁目 1 番 1 号

3. 納 入 期 限 2024 年 2 月 16 日まで

4. 物 品 概 要 D 棟 2 階～ 4 階給湯室に家電製品を設置するもの。また、物品名、数量は備品配置図、家具表、設計書などを参照のこと。

### 5. 条 件 等

- (イ) 受注者は、物品の搬入、設置にあたって、物品仕様書・特記仕様書等（別紙 2～別紙 4）及び関係法令規則を遵守すること。
- (ロ) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修、公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）令和 4 年版、公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）令和 4 年版及び公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編）令和 4 年版による。
- (ハ) 作業の日程は、データサイエンス棟建設事業者、プロムナード整備事業者や大学担当職員と十分協議のうえ、学校行事及び学生サークル活動に支障の無いよう調整すること。また、必要な際は当該作業範囲に安全監視員、安全柵等を配置し搬入、設置時の安全に努めること。
- (ニ) 家電製品の現場への設置は、D 棟の完成検査（11月末）後に行うこと。
- (ホ) 冷蔵庫、電子レンジはアイリスオーヤマの品番、掃除機はダイソンの品番同等以上とすること。各部の大きさについては監督職員の承認を得ること。
- (ヘ) 家電製品は全体で 9 物品とする。設計図の配置を基本とすること。
- (ト) 製品の色指定・仕様については、発注者と協議すること。
- (チ) 本仕様書などに記載のない場合でも、製品の納入及び使用上必要となる物品等に係る費用は全て含むこと。
- (リ) 設置された物品が全て使用可能な状態に調整して納品すること。
- (ヌ) 物品の梱包材などは、事業者において、場外搬出の上、適正に処分すること。
- (ル) その他、同等品以上の製品や軽微な変更などについては、担当職員と協議し承認を受けること。